

昭和 23 年度

協同農業普及事業年次報告書

農業改良局

昭和23年度協同農業普及事業年次報告書

能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るために、農業に関する科学技術の発達及びその成果の有効なる普及を目的とし、農業改良助長法（昭和23年、法律第165号）が制定され、これに基いて、専任職員の巡回指導、農場展示、出版物の配付、その他の手段によつて、農民に対し、農業及び農民生活の改善に関する技術及び知識の普及を期する協同農業普及事業が国と国より補助金の交付をうける都道府県と協議して定める方針に従つて実施せられることになった。

本事業の目的とするところは、すべての農民に対しその要求するあらゆる技術及び知識に対し、完全に応じようとするものであるが、本年度は計画第1年目で、各都道府県における普及機構の整備に重点をおいて、事業を推進して來たが、年度中に、農業改良課の設置は31県に達し、本事業のため條例が制定されたもの26県に及びその他の県に於いては規則等の公布によつて、概ね制度の基盤が確立されるに至つた。

本年度における予算の支出額並びに補助金の交付をうけて実施された主なる事業は左記の通りである。

記

一、農業改良助長法第3章の目的のため定められた予算の支出額

(イ) 補助予算額	478,009,390円
(ロ) 支出額	472,339,780円
右の内訳	
農業技術普及委員会費	1,380,000円
農業普及技術員資格試験	
委員会費	1,656,000円
農業普及職員設置費	430,352,020円
普及宣傳講習会費	38,951,60円
(ハ) 支出残額	5,660,610円

一註一事業が年度中途に発足したため農業普及職員設置費において職員の急速な充足が困難であつたので支出残額を生じた。

二、農業改良助長法第3章の規定により補助金の交付をうけて実施された事業の概要

(イ) 農業技術普及委員会について

農業改良普及事業の実施に當り、広く各方面特に農民の意向を反映せしめるため、知事の諮

問機関として、農民代表が過半数を占め、その他、農業教育者、学識経験者からなる都道府県農業技術普及委員会が設置され、各都道府県における事業全般の計画、予算、地区的区分、職員の任免等の重要事項につき調査審議に當つている。

本年度中における委員会の成立数は43である。

なお、本事業の第一線における民主的運営を期するため、数カ村の区域に農民委員5~15名からなる地区農業委員会が設置され、改良普及員の活動を助けるとともに、その活動に充分農民の意向を反映せしめることになつてゐるが、本年度中における成立数は2,699委員会となつてゐる。

(ロ) 農業普及技術員の資格試験について

本事業の重点は地区に駐在して直接農民に接する改良普及員の活動にあるので、右職員の資質を重視し、資格試験制度を採用し、各都道府県に農業に関する試験研究、教育及び普及事業に關係のある学識経験者をもつて構成する資格試験委員会が設けられ、農林省と協議して定めた基準に従つて試験が実施された。(都道府県農業普及技術員資格試験実施要領参照)

本年度は昭和24年1月~3月の間に全国都道府県において、広く志願者を募つて実施されたがその概要は次の通りである。

区分	総数	旧甲種農学校卒	大卒	学	23年度特例によるもの
受験者	9,892	5,917	1,722		2,253
合格者	7,569	4,550	1,392		1,627
合格率	77%	77%	81%		72%

一註一昭和23年度に限り、甲種農学校、高等女学校卒業以上の学歴を有しないものについても、6ヶ年以上農業（家畜飼育を含む）に関する試験研究、教育若しくは普及事業に從事したものについて、特に知事が認可したものに受験資格を附與した。

(ハ) 農業普及職員の設置について

農業改良普及事業に從事する都道府県の職員として、企画職員、専門技術員、改良普及員（農業改良普及員、生活改良普及員）があるが、本年度は予算の関係上、専門技術員の設置は実現

せず、企画職員及び改良普及員が設置され、且その指導に必要な施設がなされた。(別表 参照)

(1) 企画職員

本事業の企画、運営等の事務に従事するため、219名(2級18名、3級138名)の職員が配置され各都道府県主務課にあつて事業に当つている。

(2) 改良普及員(食糧増産技術員)

本年度は事業実施の準備の都合もあり、且指導農場廃止に伴う優秀な技術員を確保して技術指導を維続しておく必要があつたので、暫定的に食糧増産技術員として全国に6,500名(2級1,500名、3級3,500名、雇員1,500名)を配置し、当面の問題である食糧増産の技術指導に当らしめた。

本年度中に任用された数は5,609名であつた。

なお、次年度からは資格試験に合格した者の中から正式の改良普及員が採用任命されることになつてゐる。

(3) 巡回指導施設

専任職員の巡回指導及び展示に必要な自動車、自転車、映写機、幻灯器の各種施設が講ぜられた。本年度各都道府県において、整備された概数は、自動車、大型15台、小型20台、自転車1,439台、映写機29台、幻灯器94台に上つた。

(4) 普及宣傳講習会について

(1) 印刷物の作成配布

パンフレット、リーフレット等の作成配布によつて、農民並びに専任職員等に対し、普及事業の紹介・新しい技術、知識等の普及宣傳がなされ、本事業に対する理解を深めるに効果があつた。

都道府県における印刷物の概数は

パンフレット	131種	298,743部
リーフレット	96種	1,175,060部
ポスター	9種	25,100部

その他新聞、雑誌、叢書等の刊行があつた。

(2) ラヂオ、新聞等による弘報宣傳

ラヂオ、新聞、雑誌等による弘報宣傳中農業技術(經營及び生活改善を含む)に関するものについては、農業改良課又は係において担当し、各関係方面と連絡し普及宣傳に当つてゐる。

(3) 展示会、共進会等の開催

農業における各種部門の展示会、共進会、品評会、競技会等が開催され、有効な成果を収めた。

開催の単位が都道府県又は数府県の連合によるものの優秀な入賞品に対して、農林大臣賞を授與することとしているが、本年度は褒状317点、褒賞17点に及んでゐる。

(5) 生活の改善について

農業の改良は技術經營の改良と農民生活の改善と両々相俟つて、達せられるべきであるので農民生活の改善を探りあげ、その実態を調査すると共に生活改善向上に関する各種資料の收集、講習会、研究会、協議会等を行つた。

本年度における食糧増産技術員の定員中の一部をあてて、生活改善を担当する婦人の職員が任命されたが本年度中の採用数は155名であつた。

なお、次年度からは、資格試験に合格したものより、正式の生活改良普及員が任命されることになつてゐる。

(6) 青少年クラブ活動の育成について

農業技術及び農民生活の改善刷新をすすめるためには、農村次代を担う進取の氣性に富んだ青少年の同志相寄り、相助け合うクラブ活動に期待するところ大であるので、これら農村青少年の自主的なクラブ活動の育成に当つてゐる。

これが育成の方法として、本年度は、農村における既存の農事研究団体に働きかけ、これを通じて次第に青少年層のクラブ活動に及ぼすべく努めた。

都道府県農業普及制度進捗状況（昭和24年3月31日現在）

	都道府県農業技術普及委員会	地区農業委員会		普及事業に関する規則又は規則要綱		農業改良課	職員					
				設置月日	委員数		成立数	委員数	県制定月日	例定期制	規則制定期月日	定員
北海道	道立農業技術普及委員会	11. 26 1. 26 12. 15 3. 31 1. 12	15 12 9 9 9	235 30 41 30 58	1,964 407 423 482 471	— — 10. 3 3. 16 3. 31	— — 11. 15 11. 15 —	10. 1 11. 1 — 9. 30 12. 10	18 4 5 5 4	18 4 5 5 4	542 136 152 158 137	390 126 117 151 121
青森県	青森県農業技術普及委員会	— 9. 27 12. 20 11. 1 1. 19	— 9 9 9 9	— 45 751 38 423	— 374 10. 29 480 11. 9	12. 25 — 8. 21 10. 18 11. 9	— — 9. 21 8. 27 —	2. 7 8. 5 9. 20 8. 25 1. 26	5 5 5 5 5	5 5 5 5 5	148 211 251 153 146	148 203 241 101 27
岩手県	岩手県農業技術普及委員会	— 3. 31 12. 21 3. 15 1. 26 12. 26	— 9 9 11 9 9	— 154 51 25 23 70	— 714 211 332 735	11. 9 9. 10 — 10. 20 —	— — 3. 15 8. 10 10. 15	10. 25 12. 20 — 2. 24 11. 1	5 5 3 4 7	5 5 3 4 7	187 213 51 74 267	126 140 48 67 168
宮城県	宮城県農業技術普及委員会	— 1. 31 12. 10 12. 16 3. 12	— 9 9 9 13	— 41 21 25 380	— 387 311 240 2,471	— 3. 26 3. 18 11. 22 —	— 12. 17 — 12. 23	1. 14 1. 25 — 5. 28 1. 27	4 4 4 4 5	4 4 4 4 5	97 83 72 72 229	71 73 55 68 222
福島県	福島県農業技術普及委員会	— 11. 15 11. 30 1. 6 12. 27 9. 27	— 11 9 15 14 9	— 119 122 70 93 54	— 882 767 825 720 557	3. 28 12. 14 3. 24 — 2. 1	— — — 3. 10 —	— — — 1. 6 —	4 5 5 5 4	4 5 5 5 4	137 174 201 133 96	114 40 152 112 82
新潟県	新潟県農業技術普及委員会	— 11. 2 11. 22 11. 30 10. 30 11. 13	— 9 11 11 9 13	— 32 43 27 24 72	— 368 402 549 261 460	3. 29 — — — —	— 11. 22 11. 30 10. 28 10. 15	— — — — —	4 3 5 4 4	4 3 5 4 4	75 64 177 58 69	70 50 167 41 99
長野県	長野県農業技術普及委員会	— 11. 1 11. 15 11. 10 12. 22 10. 16	— 9 9 9 9 9	— 17 61 73 84 86	— 179 603 829 984 539	1. 13 — 10. 24 — 10. 18	— 10. 20 9. 1 11. 4 10. 30	— — 10. 31 9. 24 9. 30	4 4 5 5 4	4 4 5 5 4	69 96 167 159 119	65 72 167 398 95
岐阜県	岐阜県農業技術普及委員会	— 2. 1 3. 1 12. 20 3. 25 11. 30	— 9 11 9 12 9	— 25 17 32 27 18	— 332 249 406 285 511	— — 3. 20 3. 18 3. 19	— 11. 20 — — 11. 30	9. 10 10. 30 9. 7 11. 2 9. 11	4 4 4 4 5	4 4 4 4 5	77 79 122 82 108	71 62 114 86 205
愛知県	愛知県農業技術普及委員会	— 3. 22 3. 31 12. 21 3. 26	— 9 11 9 9	— 24 66 63 31 29	— 237 651 672 537 360	— 12. 28 — 12. 21 10. 26	— 11. 1 12. 25 12. 21 —	— 2. 22 10. 31 12. 15 2. 1	4 4 5 4 4	4 4 5 4 4	82 109 169 121 109	106 75 97 94 106
三重県	三重県農業技術普及委員会	— 1. 3	— 9	— 43	— 623	— 10. 1	— —	11. 17	6	6	212	186
滋賀県	滋賀県農業技術普及委員会	総 数	43県	430	2,699	26,684	26県	24県	31県	219	6,500	5,609